

第 18 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 3 年 11 月 25 日							
開 催 場 所	行 田 市 役 所 305 会 議 室							
開 議 時 刻	9 時 00 分							
閉議時刻	9 時 43 分							
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治			
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要	
	1	國 島 健 一	出○席 欠席		9	町 田 実	出○席 欠席	
	2	島 田 勇	出○席 欠席		10	藤 間 光 治	出○席 欠席	
	3	大 関 守 宏	出○席 欠席		11	中 村 賢 一	出○席 欠席	
	4	伊 東 普 丈	出○席 欠席		12	新 井 健 一	出○席 欠席	
	5	寺 田 浩 市	出○席 欠席		13	太 田 浩	出○席 欠席	
	6	長 谷 部 明	出○席 欠席					
	7	石 井 幸 壽	出○席 欠席					
	8	宮 崎 薫	出○席 欠席					

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	瀧田孝市	出○席 欠席	⑪	福田 栄	出○席 欠席
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	門倉浩一	出○席 欠席
	③			⑬	秋山玉江	出○席 欠席
	④			⑭	小川勢津雄	出○席 欠席
	⑤			⑮	梶田佳克	出○席 欠席
	⑥			⑯	茂木 忠	出○席 欠席
	⑦			⑰	小河原達矢	出○席 欠席
	⑧			⑱		
	⑨			⑲		
⑩	高沢宗春	出○席 欠席	⑳	松崎 誠	出○席 欠席	
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	大淵大輔

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局次長 会長</p> <p>議長</p>	<p>開会宣告（9：00） あいさつ 農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行） 議事録署名人の選出についてですが、新井委員、太田委員のご両名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。なお、この案件は、農業委員自らが関係する案件でございます。「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限が適用されますので、梶田推進委員には、一時退席をお願いいたします。</p>
	<p>議長 事務局次長</p>	<p>（梶田推進委員一時退席） 事務局より説明をいたさせます。 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、4件となっております。 進行番号1でございますが、中里〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、東京都文京区本郷1丁目〇〇番〇 〇〇〇〇さんが所有する皿尾字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、1, 999㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。県道弥藤吾行田線の西側に接する皿尾地内の農振農用地でございます。 次に、進行番号2でございますが、関根〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、さいたま市中央区下落合〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する関根字〇〇〇〇〇番、地目：畑、757㎡ 外4筆、計4,301㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。県道鴻巣羽生線を挟んだ関根地内の農振農用地でございます。 次に、進行番号3でございますが、小針〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、小針〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する小針字〇〇〇〇〇番〇、地目：田、33㎡ 外2筆、計65.91㎡について、経営の拡大を図るため、贈与により所有権の移転を行おうとするものでございます。 場所につきましては、位置図の3ページをご覧ください。小針クリーンセンターの東に位置する小針地内の農振農用地でございます。</p>

<p>『議案第2号』 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>次に、進行番号4でございますが、荒木〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する荒木字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、751㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の4ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の北に位置する荒木地内のご覧の農地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第1号は承認することといたします。退席した委員の入室を求めます。</p> <p>(梶田推進委員入室)</p> <p>梶田推進委員に申し上げます。議案第1号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、『議案第2号』農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページ下の段をお願いいたします。議案第2号は13件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、深谷市国済寺〇〇〇番地〇 〇〇〇号 〇〇〇さん 外1名が、祖母である下忍〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下忍字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、313㎡ 外1筆、計498㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、深谷市内の借家に夫婦で生活しておりますが、家財道具も増え手狭となってきたことから、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、実家の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p>
---	--	--

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。教育文化センターみらいの南西に位置する下忍地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号2でございますが、白川戸〇〇〇番地〇 〇〇〇〇号 〇〇〇〇さん 外1名が、東京都豊島区千川2丁目〇番〇〇号 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する野字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、248㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家に夫婦で生活しておりますが、何かと手狭であり、独立した住居を構えたいと土地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。上の斜線部分で県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内農地でございます。

次に進行番号3でございますが、下須戸〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが、同居の父である 〇〇〇さんが所有する下須戸字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、401㎡について、使用貸借により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、実家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、実家の近くである本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。上の斜線部分で星川の東に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、鴻巣市稻荷町〇〇番〇〇号 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、前谷〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する前谷字〇〇〇〇番〇、地目：田、303㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。下の斜線部分で上越新幹線高架の北に位置する前谷地内の集落内農地でございます。

次のページをお願いします。

進行番号5でございますが、藤原町3丁目〇番地〇 〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、持田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、255㎡ 外1筆、計327㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。黄色に塗られた斜線部分で、国道17号バイパスの北に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、谷郷3丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、持田〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇さんが所有する持田字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：田、294㎡ 外1筆、計371㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきたことから、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。色の付いてない斜線部分で、国道17号バイパスの北に位置する持田地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、鴻巣市新宿1丁目〇〇番地〇 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんが所有する若小玉字〇〇〇〇〇〇番〇、地目：畑、306㎡について、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、鴻巣市内の借家で家族と共に生活しておりますが、子供が生まれ、手狭で不便を感じるようになってきたため、将来のことを考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の10ページをご覧ください。旧国道125号線の北に位置する若小玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号8でございますが、熊谷市樋春〇〇〇〇番地〇〇 〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する長野字白山〇〇〇〇番〇、地目：畑、303㎡ 外2筆、計476㎡につ

いて、売買により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、熊谷市内の借家に夫婦で生活しておりますが、将来の生活設計を考え自己用住宅の建設を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の11ページをご覧ください。長野工業団地の南に位置する長野地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号9でございますが、持田3丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、北本市西高尾2丁目〇番地〇〇 〇〇〇〇さんが所有する前谷字西通〇〇〇〇番、地目：田、200㎡について、売買により分譲住宅の敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内に本店を置き、不動産業を営んでおりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。上の斜線部分で上越新幹線高架の北に位置する前谷地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請部分と合わせると、707㎡となり、2区画に分割する予定です。

次に進行番号10でございますが、東京都大田区矢口3丁目〇番〇 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんが、佐間1丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇さんが所有する緑町〇〇〇〇番〇、地目：田、474㎡ 外1筆、計977㎡について、売買により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、緑町地内に埼玉工場を建設して油圧機器や精密機器などの製造・販売を営んでおりますが、その中で医療用器具は近年販売が増加していることから、事業を拡大し、現在の工場敷地内に工場の増築を予定しております。工場を増築した場合、既存の駐車場の一部が使えなくなり、また、工場増築による従業員の増員も予定していることから、新たな駐車場敷地の確保が必要となりました。このことを本件土地所有者に相談したところ、承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の12ページをご覧ください。行田警察署の西に位置する緑町地内の集落内農地でございます。

次の進行番号11と12は、大阪府大阪市中央区道修町1丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんが、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったもので、進行番号11は、下須戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する下須戸字〇〇〇〇〇〇番、地目：田、926㎡を、進行番号1

	寺田委員	<p>2は、野字〇〇〇〇〇番、地目：畑、482㎡ 外1筆、計845㎡を、それぞれ売買により太陽光発電施設敷地にしようとするものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>事業計画ですが、進行番号11は太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万7,666kwhとなっております。進行番号12は太陽光パネルを計168枚設置し、発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万9,860kwhとなっております。</p> <p>また、それぞれ発電設備等を整備し、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、2箇所とも実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。こちらは進行番号11で星川の東に位置する下須戸地内の集落内農地でございます。次に6ページをご覧ください。こちらが進行番号12で県道行田蓮田線の南に位置する野地内の集落内農地でございます。</p> <p>次に進行番号13でございますが、大阪府大阪市中央区道修町1丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇さんが、長野〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇さんが所有する小見字〇〇〇〇〇番、地目：畑、919㎡について売買により、太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計168枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が9万7,666kwhで、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の13ページをご覧ください。嶺雲寺の北東に位置する小見地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る11月19日、現地調査をしていただいておりますので、寺田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る11月19日、私と伊東委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしく</p>
--	------	--

報告事項	石井委員 事務局次長	<p>お願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び寺田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号12番と13番は所在地が同じですが、社名が違うのはなぜですか。</p> <p>進行番号12番は13番の子会社になります。先月も違う社名で申請がありましたので、何でも色々な社名で申請が出てくるのか確認したところ、基本的には管理の都合上という話でした。</p>
	中村委員	<p>敷地が約1反でパネル枚数168枚というのは少ないのではないですか。今までは発電容量49.5kWというのはなかったのではないですか。</p>
	事務局次長 議長	<p>発電容量は先月から説明に加えたのですが、今までも1反位だと全て低圧です。</p> <p>他にご質問はございますか。ご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきましては、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p>
	議長	<p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p>
	主任	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p> <p>議案書2ページをお願いいたします。(1)及び(2)につきましては市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、住宅敷地でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、3件の届出があり、転用目的は、住宅敷地等でございます。申請地は市街化区域内にあり、添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。本件は、利用権等により農地の貸し借りを行っていたものを解約した場合に、農業委員会に対し、通知するものでございます。13件の届出があり、合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>
	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力に</p>

6 その他	事務局長 主任	<p>よりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
7 閉会	農政課主幹 事務局長	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年の手帳の配布について ・令和3年度第3回農政振興対策研修会の開催（12月23日）について（スマート農業への取り組み） ・次期作支援について <p>以上をもちまして、第18回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。 (9:43)</p>

と
認
め
た
事
項
と
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....